

様式 3

随意契約理由書

担当課
観光みなと課

契約内容	契約件名	館山市海水浴場監視業務委託			
	業務概要	市内6海水浴場の監視業務			
	契約金額	金71,500,000円(消費税及び地方消費税を含む)			
	契約締結日	平成31年3月29日			
	契約期間	平成31年4月1日 ~ 令和6年3月31日			
	契約の相手	東京都渋谷区広尾三丁目1番15号 Plan I 株式会社			
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項各号)	1号 少額随契	工事又は製造の請負	130万円以下	財産の売払い	30万円以下
		財産の買入れ	80万円以下	物件の貸付け	30万円以下
		物件の借入	40万円以下	その他のもの	50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき			
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」				
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき				
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき				
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき				
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき				
9号 落札者が契約を締結しないとき					

随意契約理由

本業務では、館山市海水浴場を常に安心安全で快適な状態に維持出来るよう、適切な監視業務を行う能力が求められる。そのため、金額評価のみではなく、安全対策等を確実に遂行できる業者を選ぶ必要があるため、公募型プロポーザル方式で業者を選定した。
外部審査委員として(一社)館山市観光協会も交えた審査委員会による選定で、水難事故発生時における人命救助能力、複数年にわたり必要な監視員を確保できる体制等の観点から本業者に業務を委託することが適当と判断されたため、随意契約を締結する。